

一般競争入札公告

公営企業契約告示第95号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び一宮市契約規則（昭和50年一宮市規則第16号）第35条の規定により公告する。

令和8年9月15日

一宮市水道事業等管理者 多和田 雅也

1 入札に付する事項

工事番号及び工事名	水第17号 南小渕屋敷地内配水管布設替工事（週休2日）
工事場所	一宮市南小渕字屋敷地内
工期	契約日の翌日から 令和9年 2月22日 まで
工事概要	設計書・図面等を参照すること。
予定価格（税抜）	金 29,140,000 円
最低制限価格（税抜）	有（事後公表）
建設リサイクル法	適用
入札等の方法	あいち電子調達共同システム(CALS/EC)を使用すること。

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件

工事の種類	水道施設工事
総合評定値	700点以上770点未満
地域要件	市内本店
営業年数	3年以上
技術者	建設業法第26条に定める水道施設工事業に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。
施工実績	平成28年度以降、官公庁等発注の水道施設工事の元請として、契約金額が200万円超で工事成績が60点以上の施工実績があること。又は、令和3年度以降、官公庁等発注の水道施設工事の一次下請として、契約金額が本工事の予定価格（消費税及び地方消費税を含む）の10分の8の額以上であり、かつ、当該実績に係る工事の工事成績が60点以上の施工実績があること。
その他	名簿に水道施設工事及び管工事の登録がある一宮市指定給水装置工事事業者であること。

3 入札参加手続き等に関する事項

参加申込期間	公告日の9時00分から令和8年9月25日（金）17時00分まで
設計図書の入手期間	公告日の9時00分から令和8年10月5日（月）12時00分まで
質問提出期限	令和8年9月25日（金）17時00分
質問回答予定日時	令和8年9月29日（火）16時00分
入札書提出期間	令和8年10月1日（木）9時00分から 令和8年10月5日（月）12時00分まで
開札日時及び場所	令和8年10月6日（火）10時30分 一宮市上下水道部経営総務課
入札保証金の納付	免除
契約保証金の納付	契約金額500万円以上の工事が対象
前払金	契約金額300万円以上の工事が対象
部分払	無
連絡先、質問提出先及び契約条項（約款等）を示す場所	〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所 上下水道部経営総務課 総務・契約グループ（本庁舎10階） （電話番号）0586-28-8621 （メールアドレス）keieisoumu@city.ichinomiya.lg.jp
その他	・詳細及び入札の無効に関する事項は、「一宮市 公告説明書（一般競争入札）」を確認すること。 ・本案件は、電子契約及び保証事業会社による電子保証の対象外である。

一宮市 公告説明書（一般競争入札）

1 入札に付する事項について

- (1) 資料の提出・入札等は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う。電子入札システムは以下のポータルサイトにアクセスして使用する。入札に際しては一宮市公共工事電子入札運用基準等を熟読すること。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札書を提出するものとする。

※電子入札システムの利用時間は、平日午前8時から午後8時まで（土日、祝日、12/29～1/3を除く。）

- (2) 公告の「建設リサイクル法」が「適用」となっている場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、落札者は建設リサイクル法第12条及び同法第13条に基づく書面等を、落札決定通知日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に工事担当課へ提出すること。

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件について

この入札に参加できる者は、令和8・9年度一宮市建設工事参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に格付されている者で、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 公告に記載の入札参加資格の詳細は次のとおりである。

【工事の種類・総合評定値】

公告に記載の工事の種類について、名簿に記載されている点数をいう。

【地域要件】

公告日において、名簿に記載されている契約を締結する営業所等の所在地をいう。

（市内本店）一宮市内に本店（建設業法上の主たる営業所）を有する者

（市内営業所等）一宮市内に営業所等（建設業法上の営業所）を有する者

（県内営業所等）愛知県内に営業所等（建設業法上の営業所）を有する者

【営業年数】

公告日において、名簿に記載されている契約を締結する営業所等（建設業法上の営業所）の営業年数をいう。

【技術者】

本件に配置される主任技術者又は監理技術者（以下、「配置技術者」という。）は、入札参加申込日以前に3か月以上継続して当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

なお、配置技術者の他工事への従事状況については、一般競争入札参加資格確認申請書提出時点において確認するものとする。

【施工実績】

公告に記載された施工実績を有していることが必要である。契約金額は税込とする。

【その他】

公告中、第2項表の末尾に「その他」の項目の記載がある場合は、入札に参加する者に必要な資格及び条件として、本項目に記載された資格を有する、または条件を満たすことが必要である。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成13年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、公告に記載の工事の種類について、特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。ただし下請代金の総額が5,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）となる場合は、特定建設業の許可が必要となる。
- (6) 次に掲げる届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (7) この公告の日から落札決定までの間において、一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

また、公告に本工事に係る設計業務等の受注者の記載がある場合は、当該受注者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）

の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

リ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札参加手続き等に関する事項について

(1) 入札参加申込書提出方法

公告に記載の参加申込期間の電子入札システム利用可能時間に、電子入札システムにより入札参加申込書を提出すること。その際には、「参加申出確認資料」に必要事項を入力の上、添付すること。

なお、「参加申出確認資料」は、一宮市公式ウェブサイト→しごと・産業→入札情報→工事・物品・委託に関する入札情報→工事に関する各種様式（ページ ID:1046244）からダウンロードできる（「参加申出確認資料」は、一宮市水道事業等管理者あてとすること）。

また、入札参加申込書が正常にサーバで処理された後、自動で入札参加申込書受付票を発行するので、電子入札システムで確認すること。

(2) 設計図書について

設計図書は、公告に記載の入手期間に、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)の入札情報サービス→入札公告から当該案件を検索し、ダウンロードすること。

(3) 契約条項について

契約条項は、公告日の 9 時 00 分から入札書提出開始日前日の 17 時 00 分までの間、一宮市役所上下水道部経営総務課にて示すものとする。

(4) 入札書の提出方法

入札書は、公告に記載の入札書提出期間の電子入札システム利用可能時間に、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所又は所在地、あて名及び工事名を記載し、入札書提出期間中に持参すること。

(5) 入札回数

1 回とする。

(6) 入札の無効

一宮市公共工事関係入札者心得書第 14 条の規定に該当する入札及び本公告に示した参加資格がないと認められた者のした入札は無効とする。

(7) 入札に関する指示事項

次に掲げる事項に違反した入札も無効とし、違反した者にあつては、後日、一宮市業者指名審査委員会に付議するものとする。

ア 入札金額は、予定価格(税抜)の制限の範囲内の価格とすること。

イ 入札参加者は、入札時に積算内訳書を提出すること。

積算内訳書とは、次の要件を全て満たしたものとする。

(ア) 市の指定する様式又は独自の様式に、直接工事費(Ⅰ)・共通仮設費計(Ⅱ)・現場管理費(Ⅲ)・一般管理費等計(Ⅳ)及び工事価格(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ=入札金額)、直接工事費のうち材料費及び労務費、現場管理費のうち法定福利費の事業主負担額(建築用の場合は工事原価のうち法定福利費の事業主負担額)及び建退共制度の掛金、工事価格のうち安全衛生経費(建築用の場合は工事原価のうち安全衛生経費)が記載されたものとする。ただし、設計書に機器単体費などⅠ～Ⅳに含まれない費目の記載がある場合には、Ⅰ～Ⅳとは別にその費目及び金額を記載し工事価格に含めること。なお、明細書又は、一位代価表の提出は必要ないが、後日確認する場合があるので各自で整理しておくこと。

※材料費等の各経費の考え方については、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を確認すること。

(イ) 積算内訳書の工事価格(内訳の総額)は入札書に記載する金額と同じ金額とすること。

(ウ) 積算内訳書のファイルの印刷範囲に、入札者の名称・工事番号・工事名を必ず記載すること。

(エ) 電子入札システムにより提出する積算内訳書のファイル名は、入札者の名称と工事番号を含むものにする。

り入札参加者は、入札を辞退する場合は、入札書提出締切日時までに辞退届を提出すること。

(8) 支払条件

前払金・部分払は公告に記載のとおり。精算払は、請求書を受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

(9) 入札の取りやめ

次の場合には、入札を取りやめ、中止又は延期することがある。

ア 談合についての情報があつたとき又はその疑いがあるとき。

イ 予期しない事態が発生したとき。

(10) 落札者決定方法

ア 本入札においては、予定価格(税抜)と最低制限価格(税抜)の範囲内の価格で入札した者のうち最も入札金額の低い者(電子入札システムから発行される落札候補者決定通知書に記載される落札候補者リストの中で最も入札金額の低い者、以下「落札候補者」という。)の入札参加資格を開札後に審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定する。

入札参加者は開札日時以降に落札候補者決定通知書を確認し、自らの入札金額が最も低い場合には、一般競争入札参加資格確認申請書及び次に掲げる添付書類を、落札候補者決定通知日から起算して 2 日以内(閉庁日を除く。)に持参、電子メール又は郵送(書留郵便に限る。)により一宮市上下水道部経営総務課まで提出すること。(※電子メールで提出する場合は、件名を「【事後審査】工事番号」(例:【事後審査】水第 1 号)とすること。)

<提出先> 491-8501 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号

一宮市上下水道部経営総務課 総務・契約グループ(本庁舎 10 階)

電話:0586-28-8621 メール: keieisoumu@city.ichinomiya.lg.jp

(ア) 配置予定技術者の資格証明書の写し等(実務経験によるものは経歴書)

(イ) 配置予定技術者の監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、当該入札参加者の雇用証明書またはこれらに準ずる直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類(いずれも写し可)

(ウ) 同種又は類似工事の施工実績調書及び完成検査完了通知の写し等(工事成績が確認できるもの)

(エ) 一次下請の施工実績による場合は、上記(ア)から(ウ)に加えて、一次下請としての契約金額のわかる書類(下請負契約書、請書等の写し)及び同種工事としての施工内容がわかる書類(施工体制台帳又は施工体系図の写し)

※その他、必要に応じて審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

イ 落札者を決定したときは、落札者決定通知書により速やかに通知する。

ウ 落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていない場合には、当該落札候補者に対して一般競争入札参加資格不適格通知書に理由を付し通知する。

エ 一般競争入札参加資格不適格通知書を受理した者は、その通知を受理した日から起算して5日以内（開庁日を除く。）に、その理由に対して書面により説明を求めることができる。

(11) 暴力団等の排除について

ア 契約の締結

落札者が契約締結までの間において、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

イ 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

ウ 妨害又は不当要求に対する報告義務及び届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(12) その他

ア 公告及び設計書についての質疑は、以下の点に注意して提出すること。

(ア) 様式：「質疑書」は、一宮市公式ウェブサイト→しごと・産業→入札情報→工事・物品・委託に関する入札情報→工事に関する各種様式（ページ ID：1046244）からダウンロードできる。

(イ) 「質疑書」は、入札参加申込後に、一宮市水道事業等管理者あてとして代表者名により電子メールで提出すること。また、メール送信後、経営総務課へ電話にて受信の確認をすること。なお、質疑が無い場合は提出する必要はない。

(ウ) 回答書は質問回答予定日時以降、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービス→入札公告の画面から本工事を検索しダウンロードすること。

イ 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 予定価格及び最低制限価格の取扱いについては、「建設工事等に係る予定価格及び最低制限価格の公表に関する要綱（平成27年4月1日制定）」及び「建設工事等に係る最低制限価格の算出に関する事務取扱要領（平成29年4月1日制定）」に基づいて定められている。

エ 契約を締結する営業所が建設業法上の主たる営業所でない場合は、契約締結前に当該支店等営業所に関する資料（専任技術者の常勤状況及び営業所の活動状況を示すもの）の提出を求めることがある。なお、提出された資料については、建設業許可行政庁に提出する場合がある。

オ 本件契約は電子契約及び保証事業会社による電子保証の対象外である。一般競争入札参加資格確認申請書を提出する際は、「5 契約方式（電子契約利用申出）」の項目は「書面（紙）による契約希望」に☑を付すること。また、「6 契約保証」において「保証事業会社の保証」を選択する場合には、この選択肢に☑を付してカッコ内の「紙」を丸印で囲むこと。

カ あいち電子調達共同システム(CALS/EC)の操作方法に関する問い合わせは、次のヘルプデスクを利用すること。

ヘルプデスク 電話：0120-059-399(受付時間：平日 9 時～17 時)

キ 詳細については、一宮市上下水道部経営総務課（電話：0586-28-8621）に照会すること。

記載例

会 社 名	〇〇建設株式会社
工 事 番 号	〇〇第〇〇号
工 事 名	〇〇地内配水管改良工事

積算内訳書

費目・工種など	数量	単位	金 額	摘要
直接工事費				A
うち材料費				
うち労務費				
共通仮設費				B
現場管理費				C
うち法定福利費の事業主負担額 (※1)				
うち建退共制度の掛金				
一般管理費等				D
工事価格				A+B+C+D+ (※3)
うち安全衛生経費 (※2)				

※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

※2 建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」

※3 A～D以外の項目(機器単体費など)がある場合は、工事価格に加算してください。

注) 上表中、赤字記載の5項目(うち額として記載の、材料費・労務費・法定福利費の事業主負担額・建退共制度の掛金・安全衛生経費)が、令和8年度より新たに追加された必須記載項目である(記載がない場合、入札無効となる)。次頁「別紙 積算内訳書を記載する際の注意点」も参照のこと。

別紙

会 社 名	
工 事 番 号	
工 事 名	

積算内訳書を記載する際の 注意点

積算内訳書				
費目・工種など	数量	単位	金 額	摘要
直接工事費				A
うち材料費				
うち労務費				
共通仮設費				B
現場管理費				C
うち法定福利費の事業主負担額 (※1)				
うち建退共制度の掛金				
一般管理費等				D
工事価格				A+B+C+D+ (※3)
うち安全衛生経費 (※2)				

※改正入札契約適正化法により、材料費、労務費等の経費の明示が義務付けられましたので必ず記入してください。記入漏れの場合は、入札が無効となりますので注意してください。算出が困難な場合に限り、「算出不能」「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。

※「直接工事費」の内訳（工種等）の記載がない場合でも入札が無効となることはありません。内訳を記載した場合は、直接工事費として合計額を必ず記載してください。

※「共通仮設費」には、共通仮設費（率計上）及び準備費等の合計額を記載してください。

※設計書に機器単体費などA～Dに含まれない費目の記載がある場合に記載し、工事価格に加算してください。設計書に記載がない場合は、記載する必要はありません。

※工事価格（内訳の総額）と入札金額は一致すること。一致していない場合は、入札が無効となりますので注意してください。

※法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費の記載場所が本様式と異なる場合は、記載場所を適宜変更してください。

※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

※2 建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」

※3 A～D以外の項目（機器単体費など）がある場合は、工事価格に加算してください。